

家庭ごみの 分け方と出し方

保存版



及び環境衛生関係各種補助制度

ごみ出しルール

直島町の

守ろう

家族みんなで



環境のまち
直島町

ごみの出し方

《定期収集するごみ》

収集日の当日、朝8時30分までに、自宅に一番近いごみステーションへ出してください。

※前日からは出さないでください。

【全地区(本島)共通】

曜 日		種 類
毎 週	月 曜 日	燃えるごみ
	火 曜 日	空カン類・資源ごみ・発泡スチロール・不燃ごみ
	水 曜 日	燃えるごみ
	木 曜 日	紙類
	金 曜 日	燃えるごみ

※離島地区は、第3水曜日に《空カン類・資源ごみ・発泡スチロール・不燃ごみ》の収集

《廃家電製品》

定期収集はありませんので、役場産業環境課へお問い合わせください。

《粗大ごみ》

定期収集はありませんので、資源化施設へ持って来ていただくか、役場産業環境課へ特別収集(有料)をご依頼ください。

《事業系ごみ》

町では収集しませんので、直接、焼却施設又は資源化施設へ持って来てください。



分別できていないごみ、収集日が違うごみ、収集終了後に出されたごみは収集できません。

ちょっとした行動で大きな改善につながります。



1. **R**educe (リデュース).....廃棄物の発生抑制(ごみを減らすこと、出さないように工夫すること)
2. **R**euse (リユース).....再使用(もう一度使うこと)
3. **R**ecycle (リサイクル).....再資源化(もう一度他のものやそのものをつくれるようにすること)

ごみの減量と資源化にご協力をお願いします。

お問い合わせ先

役場産業環境課(全般) 電話 087-892-2225
 クリーンセンター(持込) 電話 087-802-2153

従来からの変更点など

2ページ 定期収集曜日等……本島全地区共通になりました。

4ページ ごみ処理手数料……一部料金変更、持ち込み先が変更になりました。

6ページ 燃えるごみ(布きれなど繊維くず)
 燃えるごみ専用袋に入る大きさであれば、切る必要はありません。

9ページ 資源ごみ(空ビン・ペットボトル・プラボトル類)
 ペットボトルのふたも資源ごみとなります。
 ペットボトルのラベルは、はがさなくてもOKです。

指定ごみ袋に入れて焼却施設又は資源化施設へ直接持って来ていただいた場合、持ち込み手数料は必要ありません。

環境のまち宣言

直島町は、瀬戸内海に浮かぶ27の島々からなる町で、白砂青松の美しい自然に恵まれたすばらしい町です。

また、直島女文楽をはじめ多くの貴重な文化財が残り、世界へ向けて現代美術の情報を発信するなど、文化の薫り高い町であるとともに、製錬所のある町として発展してきました。

近年は、豊島廃棄物等中間処理施設の建設を契機として、循環型社会のモデル地域を目指すエコアイランドなおしまプランが国の承認を受け、全町民と全事業者の参加と協働でこのプランを推進していくことにより、まちの魅力を高め、大きく飛躍・発展しようとしています。

20世紀は経済優先の大量生産・大量消費・大量廃棄の世紀でしたが、21世紀は自然と共生しながら限りある資源・エネルギーを有効に利用する「環境の世紀」です。

私たち直島町民は、あらゆる領域において常に環境に配慮して行動するとともに、町民・事業者・行政が一体となって、緑あふれる豊かで美しいふるさとづくり、自然・文化・環境の調和したまちづくりを進めることを決意し、ここに「環境のまち・直島」を宣言します。

平成15年3月13日 直島町

ごみ処理手数料表

※手数料は、変更になる場合もあります。

平成28年4月1日現在

場 所	種 別	単 位	手数料 金 額								
直島町クリーンセンター (重石) 焼却施設 【受入日】 月曜日～金曜日 (年末年始除く) 【受入時間】 <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 10%;">焼却</td> <td>8:30～12:00</td> </tr> <tr> <td>施設</td> <td>13:00～16:30</td> </tr> </table> 資源化施設 【受入日】 月曜日～土曜日 (年末年始除く) 【受入時間】 <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 10%;">資源化</td> <td>8:30～12:00</td> </tr> <tr> <td>施設</td> <td>13:00～16:30</td> </tr> </table>	焼却	8:30～12:00	施設	13:00～16:30	資源化	8:30～12:00	施設	13:00～16:30	クリーンセンターへ直接持ち込んだ場合 (燃えるごみ・紙類) (粗大ごみ・不燃ごみ・資源ごみ・混合 ごみ)	100kgまで 100kgを超えると 以降10kgごと	1,000円 (加算額) 100円
	焼却	8:30～12:00									
	施設	13:00～16:30									
	資源化	8:30～12:00									
	施設	13:00～16:30									
		特別収集(2トンドンプ)	1車につき	5,300円							
		犬猫等の死体 飼い主が自 ら運搬する もの	収骨を要する とき	1体当たり 3,500円							
			収骨を要しない とき	1体当たり 1,000円							
			特別に収集運搬したときの特別 配車加算金	1体当たり (加算額) 500円							
		粗大ごみ	資源化施設に 直接持参	可燃物1個につき 500円							
	不燃物1個につき 300円										
	特別収集		可燃不燃いずれ も1個につき (加算額) 300円								
	廃家電製品 【エアコン・テレビ・冷蔵庫(冷凍庫)・ 洗濯機】 ※右記の料金とは、別にリサイクル料金が必要 です。 ※家電製品の廃棄処理は電気店でも行えます。 町に依頼する場合は、リサイクル券を 郵便局で購入後、役場産業環境課で手続き してください。	収集運搬料金 1個につき 4,000円									
		特別収集 1個につき (加算額) 300円									
納言様埋立地 旧不燃物捨場(納言様) 【受入日・時間】 月曜日～土曜日 8:30～16:30 (年末年始除く) 事前連絡要 TEL.087-892-2225	納言様埋立地へ直接持ち込み (土砂のみ)	軽自動車	2,000円								
		2トンまで	4,000円								
		4トンまで	7,000円								
		11トンまで	12,000円								

家庭ごみの有料化について

直島町では、より一層のごみの減量・資源化を図るため、定期収集している家庭ごみのうち「燃えるごみ」「空カン類」「空ビン・ペットボトル・プラボトル類」「不燃ごみ」を、町指定のごみ袋を購入していただくこと等で有料化しています。

有料となっている家庭ごみの種類 ※1 ごみステーションへ出した場合

分別区分	手数料	ごみ袋・出し方
燃えるごみ(大・中・小)	有料	直島町指定ごみ袋
空カン類	有料	直島町指定ごみ袋(青色)
空ビン・ペットボトル・プラボトル類	有料	直島町指定ごみ袋(赤色)
不燃ごみ	有料	直島町指定ごみ袋(黒色)
紙類 ^{※1}	無料	ひもで十字にしぼる
発泡スチロール ^{※1}	無料	透明又は半透明の袋
乾電池・蛍光灯 ^{※1}	無料	透明又は半透明の袋等
粗大ごみ	有料	直接施設へ又は特別収集

指定ごみ袋について

指定ごみ袋の種類及び指定ごみ袋取扱店は下記のとおりで、10枚1組で販売しています。

【指定ごみ袋】

種類	容量
燃えるごみ専用袋(大)	60リットル相当
燃えるごみ専用袋(中)	40リットル相当
燃えるごみ専用袋(小)	10リットル相当
空カン類専用袋(青色文字)	40リットル相当
資源ごみ専用袋(赤色文字)	40リットル相当
不燃ごみ専用袋(黒色文字)	40リットル相当

【指定ごみ袋取扱店】 ※取扱店は、変更になる場合もあります。

浜口商店(積浦)

セブンイレブン直島店(宮浦)

小林商店(本村)

三菱マテリアル直島生活協同組合(本店、支店)

可燃ごみ(燃えるごみ)

収集日(毎週月・水・金曜日)の当日、朝8時30分までに、ごみステーションへ

出せるごみ(例示)



燃えるごみの出し方／ポイント・注意点

生ごみ



水切りを十分にしてください。
(水分は悪臭や腐敗の原因となります。)

剪定ごみ



直径15cm以下でかつ
長さ50cm以下に切り、
ひもで束ねて出してください。

布きれなど繊維くず



もえるごみ専用袋に入る大きさであれば、
切る必要はありません。

おむつ



汚物を取り除いて
ください。

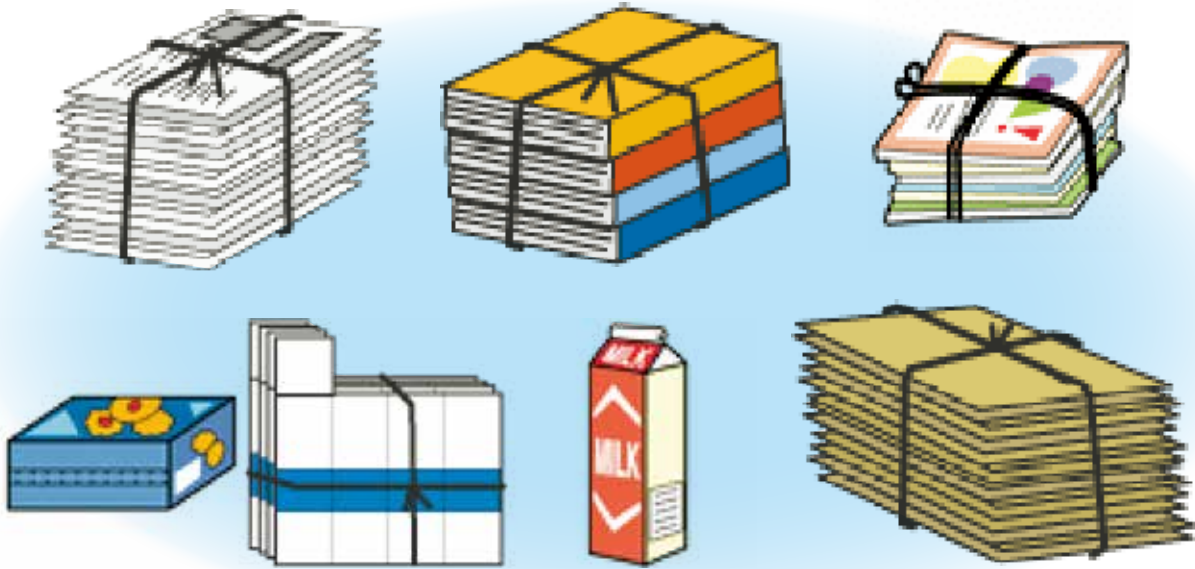
網、ロープ

他の燃えるごみとは別の袋に入れてください。

紙 類

収集日(毎週木曜日)の当日、朝8時30分までに、ごみステーションへ

出せるごみ(例示)



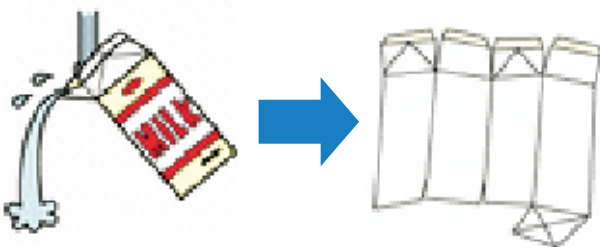
紙類の出し方 / ポイント・注意点



種類ごとにひもで十字にしばって出して下さい。
段ボール箱、その他の紙製の箱は開いて適当な大きさにしてください。



菓子箱、おもちゃの外箱などの紙製容器包装もリサイクルできます。



紙パックは、開いて水洗いしてからしぼること。
(内側にアルミ箔のないものに限りません。)

紙類は、水に濡れるとリサイクルできないので、雨の日は出さないこと。

資源ごみ(空カン類)

収集日(毎週火曜日)の当日、朝8時30分までに、ごみステーションへ

出せるごみ(例示)



資源ごみ(空カン類)の出し方／ポイント・注意点



液体の入っていた空カン類は、水などで軽くすすいだから出してください。



ガスボンベ・スプレー缶は、プラスチック製などのキャップがあれば取り除き、穴を開けずそのまま出して下さい。
(火災発生防止のため)



カンの材質(アルミ・スチール)で袋を分ける必要はありません。
(町で選別機を使ってきちんと分別します。)

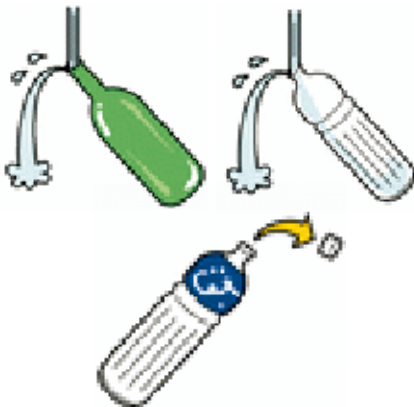
資源ごみ(空ビン・ペットボトル・プラボトル類)

収集日(毎週火曜日)の当日、朝8時30分までに、ごみステーションへ

出せるごみ(例示)



資源ごみ(空ビン・ペットボトル・プラボトル類)の出し方／ポイント・注意点



- ガラスビン・ペットボトル・プラボトル類はキャップを外し、中を水ですすいでください。
- キャップは、できるだけ取るようにしてください。(固定され取れないものは、そのままOKです。)
- **キャップも資源ごみとして出してください。**
- **ラベルは、はがしてもはがさなくても、どちらでもOKです。**



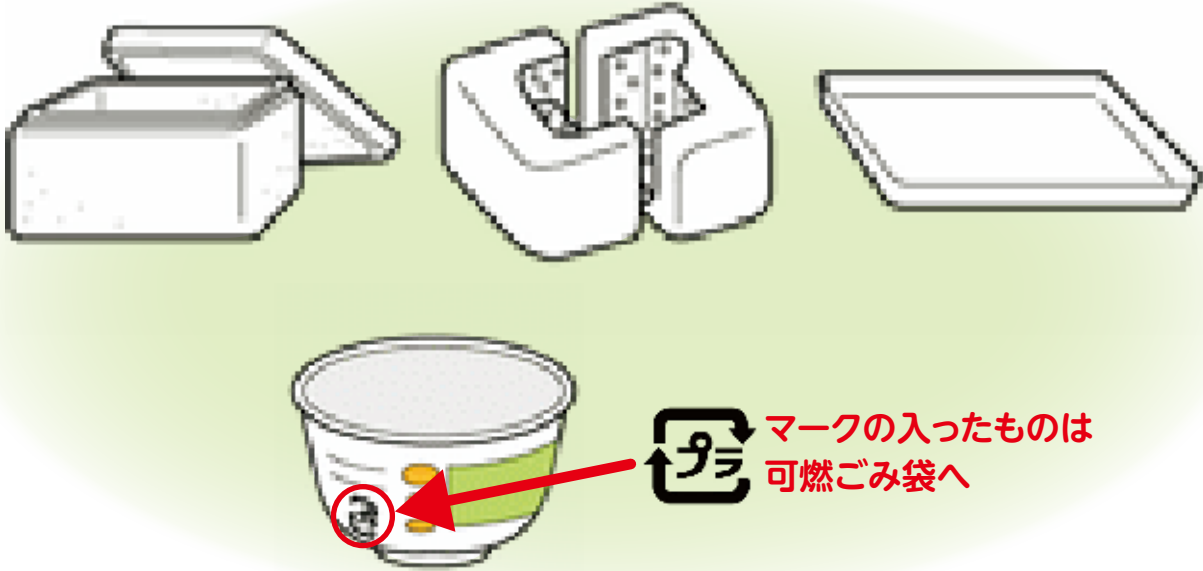
一升ビンやビールビンは原則、酒類販売店へ返却してください。

農薬等の有害物質の空ビンや化粧品などの空ビンは、不燃ごみとして出してください。

資源ごみ(発泡スチロール)

収集日(毎週火曜日)の当日、朝8時30分までに、ごみステーションへ

出せるごみ(例示)



資源ごみ(発泡スチロール)の出し方 / ポイント・注意点

ラベルやシールなどの異物を取り除き、水できれいに洗ってください。

袋に入らない大きい物は、ひもでしばって出してください。

風で散乱することがありますので、袋の場合はきちんと口をしぼる、ひもでしばる場合は、ほどけないようにきちんと結ぶ、集塵箱に入れるなど、散乱防止にご協力ください。



カップ麺などプラマークの入ったものは、
可燃ごみ専用袋に入れて出してください。

資源ごみ(乾電池・蛍光灯)

収集日(毎週火曜日)の当日、朝8時30分までに、ごみステーションへ

出せるごみ(例示)



資源ごみ(乾電池・蛍光灯)の出し方／ポイント・注意点

乾電池・蛍光灯は、透明又は半透明袋に入れて出すこと。



蛍光灯は、購入時の箱などに入れて出してください。
箱を処分してしまった場合は、新聞紙で包むなど散乱しないようにしてから出してください。

不燃ごみ

収集日(毎週火曜日)の当日、朝8時30分までに、ごみステーションへ

出せるごみ(例示)



不燃ごみの出し方 / ポイント・注意点



割れたガラス・ビンなどは、袋を開ける時に危険ですので、新聞紙等で包んで袋に入れて出してください。

小型家電製品については、通常家庭で使用する電気機械器具のうち、家電リサイクル法の対象品目(エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機)以外の品目が、ケーブルや充電器などの附属品も含めて対象となります。

- 個人情報が含まれているもの(携帯電話、パソコンなど)は、必ずデータ消去したうえで破壊してから出してください。
- 個人で破棄できない場合は、役場環境水道課まで持参して下さい。(手数料は粗大ごみと同額です。)
- 使用済小型家電製品の中に入っている電池で取り外せるものは、必ず抜いて下さい。

不燃物専用袋(黒色文字)に入らない場合は、粗大ごみ扱いとなりますので、直接資源化施設へ持っていか、産業環境課へ特別収集(有料)をご依頼ください。

粗大ごみ

定期収集はありませんので、直接資源化施設へ持って行ってください

出せるごみ(例示)



粗大ごみの出し方／ポイント・注意点

粗大ごみの定期収集はありません。

資源化施設へ直接持って行くか、役場産業環境課へ特別収集(有料)をご依頼ください。

※家の中まで入って持ち出すことはできません。

町指定ごみ袋に入らない物は、粗大ごみの取扱いになります。



建屋の解体等、請負工事で発生したものは、産業廃棄物になりますので、資源化施設に持込まないでください。(業者の車で搬入不可)

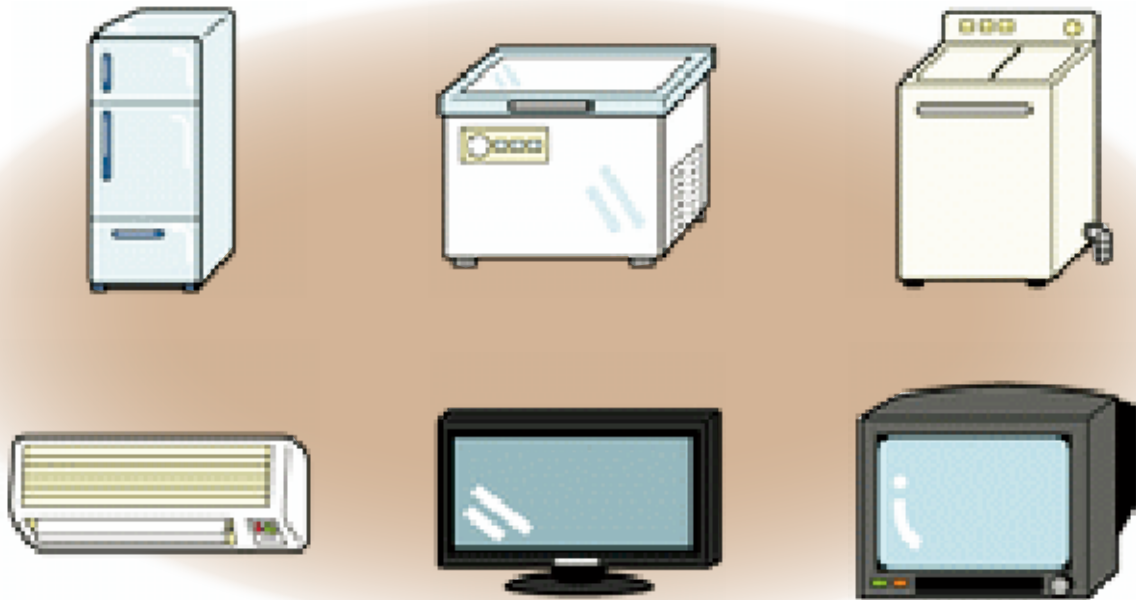
請負工事で発生した主な建具



廃家電製品

収集はありませんので、販売店で引取ってもらうか町へ回収依頼してください。

出せるごみ（例示）



廃家電製品の出し方／ポイント・注意点

販売店で引取ってもらう場合

過去に販売した製品や同種製品の買い替え時の旧製品は、販売店に引取義務がありますので、販売店で引取ってもらうください。リサイクル料金及び収集運搬料金については、各販売店にお問い合わせください。

町へ回収を依頼する場合

- ①メーカー名を確認し、郵便局でリサイクル料金を払い込み、家電リサイクル券を購入します。
※品目、大きさやメーカーによってリサイクル料金が異なります。
- ②家電リサイクル券購入後、役場産業環境課へ同券を持参し、確認後、収集運搬料金を役場出納室で払い込みします。
- ③①②払込完了後、資源化施設へ持って行ってください。
※自分で持ち込みできない場合は、別途、特別収集料金が必要です。

処分に必要な費用

リサイクル料金(郵便局)+収集運搬料金(役場) ※1個につき、それぞれ負担
※品目、大きさやメーカーによりリサイクル料金は異なります。

町が引き取りできるごみは、家庭から排出されるものに限りです。事業所から排出される廃家電製品は、販売店などに引き取ってもらうください。

町では処理できないごみ

出せないごみ(例示)



販売店などで引取ってもらうか、専門の業者に処理を依頼してください。

危険・有害物



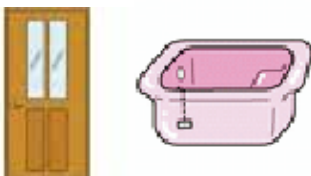
- 農薬・薬品など有害・有毒性を有するもの
- 塗料・ガスボンベなど引火性を有するもの
- 注射器・注射針など感染性なものなど

運搬・処理困難物



- ピアノ・耐火金庫など重量物
- 自動車部品(マフラー・バンパー・タイヤなど)
- 多量のブロック・レンガ、仏壇、神棚など

産業廃棄物等



建屋の解体等、請負工事で発生したもの(網戸、サッシ、ガラス、瓦、洗面台、畳、建具、流し台、浴槽、物置など)は、産業廃棄物になりますので、資源化施設に持込まないでください。
(業者の車で搬入 不可)

法律等で回収方法が定められ、再資源化するもの



FRP船の処理については、FRP船リサイクルセンターへ
(TEL 03-3567-6929) (ホームページ <http://www.marine-jbia.or.jp/>)
消火器の処分については、消火器リサイクルセンターへ
(TEL 03-5829-6773) (ホームページ <http://www.ferpc.jp/>)

ガーデンシュレッダー・生ごみ処理機器等の設置補助について

町では、家庭から排出される生ごみ又は剪定枝及び落ち葉(以下「剪定枝等」という。)の減量及び資源化を促進するとともに、町民のごみ処理に対する意識の高揚を図り、循環型社会の構築に貢献するため、生ごみ又は剪定枝等を処理する機器(生ごみ処理機又はガーデンシュレッダー)を購入し、自己の居住又は所有する場所に設置した方に対して、その費用の2分の1(限度額あり)を補助します。補助金の申請に必要なものは、印鑑・領収書・保証書のみです。(購入する機器の型式や購入店は、特に指定していません。)

※対象となる電気式の生ごみ処理機は、微生物の活動又は乾燥装置により、ごみを消滅又は減量するもののみで、ディスポーザー(食物のくずなどを細かく砕いて下水に流すもの)は対象となりません。

① 生ごみ処理容器

生ごみ処理容器の容量	補助率	補助限度額	備考
100ℓ以上200ℓ未満	1/2	5,000円	
200ℓ以上300ℓ未満	1/2	7,000円	
300ℓ以上	1/2	9,000円	

※購入価格(別売品の購入費用は除く。)には、消費税及び地方消費税相当額を含む。

② 生ごみ処理機

設置箇所	補助率	補助限度額	備考
本島	1/2	25,000円	補助金の額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。
離島	2/3	33,000円	補助金の額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

※購入価格(別売品の購入費用は除く。)には、消費税及び地方消費税相当額を含む。

③ ガーデンシュレッダー

設置箇所	補助率	補助限度額	備考
本島	1/2	20,000円	補助金の額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。
離島	2/3	26,000円	補助金の額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

※購入価格(別売品の購入費用は除く。)には、消費税及び地方消費税相当額を含む。

制度をご利用ください。

自動車廃車時のフェリー運賃等に対する補助について

町では、『自動車リサイクル法離島対策支援事業』として、平成18年4月1日から自動車を廃車するために島外に輸送した海上輸送代金(フェリー代金等)の補助をしています。

補助対象経費

島内で使用している自動車(営業用自動車を含む)を廃車するために島から本土へ輸送するための片道運賃。

補助対象者

上記補助対象経費を負担した個人又は事業者。

補助金額

補助対象経費のうち(百円未満を切り捨てた額)

補助金の申請方法

役場産業環境課窓口へ印鑑、引取証明書(引取業者が発行)、フェリー代金等がわかる領収書を持参してお越しください。

(注)廃車以外の場合(中古車として販売した場合等)の海上輸送運賃は対象となりません。

自動車運搬トラックで島外に搬出した場合であっても片道運賃のみが補助対象となります。

買い物バッグについて

町では、買い物バッグの利用を促進するため、毎週水曜日を「買い物バッグの日」としています。普段はなかなか利用できない方も、この日だけはぜひご利用いただきたいと考えています。

もちろん、日頃から活用していただくことが望ましいので、利用できる方は毎日ご利用ください。

スーパーなどで買った商品を入れるレジ袋も、その時は便利な物ですが、結局はごみとなってしまいます。そのため、何度でも繰り返し使えて、レジ袋よりも便利な買い物バッグを使うことで、身近なところからごみになる物を減らしていきましょう。

レジ後買った商品に移し替える手間も省けますので、ぜひこの買い物バッグをご活用ください。

住宅用太陽光発電システム設置補助事業について

町では、町民が太陽エネルギー資源を有効に利用することを積極的に支援し、もって地球温暖化の防止と町民の環境保全意識の高揚を図り、環境にやさしいまちづくりを推進するため、住宅用太陽光発電システムの設置者に対して、予算の範囲内で補助金を交付しています。

補助金の交付にあたっては予算の範囲内となっておりますので、申請する前に補助の交付状況について事前にお問い合わせ下さい。

直島町きれいなまちづくり条例 (平成25年3月1日施行)

直島町では観光客が増加していることもあり、空カン類などの飲食物を収納した容器やたばこの吸い殻等のポイ捨てが目立ってきています。特に公共の場所は、小さなお子さんからお年寄りの方まで、安心して利用できる場所でなければなりません。

そこで、町では平成25年3月1日に「直島町きれいなまちづくり条例」を施行しました。皆様方には、ポイ捨て等の防止に向けて自らの意識を高めるとともに地域の環境美化活動など、ご理解とご協力をお願いします。

(目的)

空き缶類及び吸い殻等の散乱を防止し、町民等、事業者及び町が一体となって環境美化に関する活動を行うことにより、快適な生活環境の保全及び資源の再利用の促進を図り、環境のまちとしてごみのないきれいなまちづくりを推進することを目的としています。



ゴミのポイ捨て 禁止



**「ゴミやタバコのポイ捨て」等は絶対しないよう、
ご協力ください。**

注意

廃棄物の不法投棄は法律で禁止されています

廃棄物を不法投棄した者や、その未遂行為をした者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律により5年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金、又は両方の罰則が科せられることがあります。(法人の場合は1億円以下の罰金)

みだりに廃棄物を捨てないで、ごみは分別して適正に処理しましょう。

野外焼却(野焼き)は 法律で禁止されています

家庭から出たごみや、事業所から出たごみの野外焼却をした者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律により5年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金が科せられる場合がありますので、野外焼却(野焼き)はしないでください。

法の例外規定に該当する下記のような焼却行為についても、焼却により周辺住民の生活環境へ著しく影響を与えているときは改善等、行政指導の対象になる場合があります。



野焼き

ブロック積み

ドラム缶

一斗缶

(法の例外規定に該当する行為)

- ① 国又は地方公共団体がその施設の管理を行うために必要な廃棄物の焼却
- ② 震災、風水害、火災、凍霜害その他の災害の予防、応急対策又は復旧のために必要な廃棄物の焼却
- ③ 風俗習慣上又は宗教上の行事を行うために必要な廃棄物の焼却
- ④ 農業、林業又は漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却
- ⑤ たき火その他日常生活を営む上で通常行われる廃棄物の焼却であって軽微なもの



※やむを得ずに流木を野外において焼却する場合には、周辺的生活環境に影響がないように実施するとともに、消防法令などの関連する他法令についても遵守する必要があります。なお、生活環境の保全上著しい支障を生ずるおそれのある廃プラスチック等の焼却は行わないこと。

環境に関する イベント行事等

4月 エコTシャツアート展(うい・らぶ・なおしま)



直島をモチーフ又はイメージしたTシャツデザインを広く募集しています!!
応募された作品はTシャツにプリントし、ゴールデンウィーク期間中、島内
で展示します!!

<http://www.welovenaoshima.com>

(詳しくはこちらを御覧ください。)

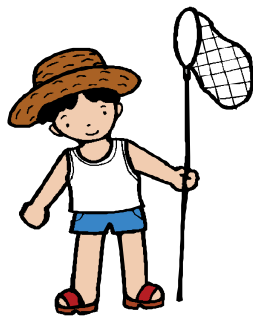
7月 ごみ0(ゼロ)クリーンデー(環境水道課)



みんなで参加して環境美化に対する意識の高揚を図り、直島町のきれいな
景観を守りましょう!

ごみ0(ゼロ)クリーンデーを環境美化の日としています。

8月 なおしま自然探検隊(うい・らぶ・なおしま)



～ウミホタルに会いに行こう!!～

みんなでやってみよう、磯遊び・夕食!!

みんなでつくろう、ウミホタル捕獲器!!

みんなでつかまえてみよう、ウミホタル観賞会!!

元気いっぱいの小学生が対象(保護者の参加も大歓迎)

<http://www.welovenaoshima.com>

(詳しくはこちらを御覧ください。)

9月 球根配布(エコアイランドなおしま推進委員会)



「なおしま緑いっぱい、花いっぱい運動」を実施

町内の方を対象に球根をセットで無料配布

直島町内全体を、緑いっぱい・花いっぴいにしましょう!

10月 環境フェスタ(エコアイランドなおしま推進委員会)



自然とアートと環境の島で、見て、ふれて、楽しく遊んで、エコ
について考える一日。

エコ体験コーナー、エコキッズコーナー、エコ学習コーナーなど盛り
だくさん。

ぜひ、宮浦港かぼちゃ広場へ足を運んでください。

台風シーズン(主に6月～10月)

台風の後には、道路や水路等にごみが散乱します。町や消防団等の協力で清掃等を行っておりますが、
行き届かない所も多々ありますので、各自で家の周囲(道路)等の清掃にご協力ください。